

トルコ憲法裁判所の政治的役割の解明 ：「個人申請」の人権擁護メカニズムに注目して

グローバル・スタディーズ研究科 国際関係論専攻
博士前期課程 2 年
久永 優吾

1. 研究の問題背景と目的；権威主義体制下での司法の自律性

現代において、多くの国で「権威主義化」の現象が観察されている。そうした潮流のなかで、現代の権威主義体制では民主的な制度設計のもとで目にはみえにくいかたちでの権威主義的な抑圧が展開される、という特徴が浮き彫りになっている。例えば、権威主義体制が選挙や違憲立法審査といった立憲民主主義的な制度を有することは、比較政治学において共通の理解となりつつある [Law & Versteeg 2013] [Ginsburg & Versteeg 2014] [東島 2023]。

本研究はこの特徴をふまえ、トルコ憲法裁判所を事例に権威主義体制における司法の役割を明らかにすることを目的に位置づける。Ginsburg と Mustafa [2008] は、司法部門が反体制派への抑圧だけでなく、体制の合法的正統性の強化、国家エリートの結束維持、論争的な政策の司法部門への委託といったかたちで、権威主義体制の維持装置として機能すると論じている。このように権威主義体制下での司法は政治に従属的な存在と捉えられてきたいっぽうで、トルコ憲法裁判所は政治的抑圧を受けながらも、政権の意志に反するような判断を一定程度の自律性のなかで下していると考えられる。

この問いを出発点として、トルコ憲法裁判所がどのように体制への抵抗を示しているのか、特に 2010 年の憲法改正によって導入された個人申請¹という制度的側面に焦点を当てながら、トルコ憲法裁判所の政治的役割の解明を目指す。

2. 調査結果：権威主義体制への権利擁護に基づく抵抗

本調査の目的は、主にトルコ憲法裁判所での文献収集であった。トルコ憲法裁判所は図書館を有しており、前述の個人申請に関するトルコ語文献の複写を中心に行った。また憲法裁判所の職員とも交流し、簡単なインタビューを行うことができた。くわえてアンカラの書店を訪問し、個人申請に関する書籍を手に入れることができた。こうして本研究の調査は、以下の日程で進められた。

¹ 個人申請 (individual application, Bireysel başvuru) とは一般に、欧州人権条約とトルコ憲法に基づき、個人による公権力に対する異議申し立てを可能とする制度と説明される。また制度の名称については、トルコ以外では「憲法異議 (constitutional complaint)」と形容されることが一般的である [Yolcu 2023]。

日程	研究活動の内容
8/27（火）	11:50 成田空港 第二ターミナル集合 13:50 成田空港から出発（中国東方航空 利用予定）
8/28（水）	8:00 イスタンブール空港到着
8/29（木）	9:00 アンカラへの移動
8/30（金）	アンカラの書店にて図書の購入
8/31（土）	アンカラの書店にて図書の購入・収集した文献の講読
9/1（日）	収集した文献の講読
9/2（月）	9:00~16:00 トルコ憲法裁判所図書館での文献収集
9/3（火）	9:00~16:00 トルコ憲法裁判所図書館での文献収集
9/4（水）	9:00~16:00 トルコ憲法裁判所図書館での文献収集
9/5（木）	11:00 イスタンブールへの移動
9/6（金）	14:00 イスタンブール空港出発（中国東方航空 利用予定）
9/7（土）	15:50 羽田空港 第三ターミナル到着

これらの文献調査を基に、トルコ憲法裁判所の判決行動が「世俗主義体制の擁護者」から「基本的権利の擁護者」へと変容していったことを明らかにした。従来のトルコ憲法裁判所は「世俗主義—親イスラーム」の対立軸のなかで、世俗イデオロギーに基づいて「覇権維持」の役割を果たしてきた。そうした司法行動は 2000 年代のエルドアン率いる公正発展党政権の台頭にて論争を招くとともに、前述の対立が拮抗・変容することへとつながっていった。

憲法裁判所内部でも、民主化や欧州化を支持する非世俗主義的でリベラル派の裁判官が中心を担うようになっていった。また制度的にも 2010 年の憲法改正によって、個人申請という「権利擁護」を志向する制度の導入という変化があった。そうした立場から、憲法裁判所は判決をつうじて「イデオロギーに基づくアプローチ」から「権利に基づくアプローチ」へと変容していったことが分かる [Hazama 2023]。

そうした権利擁護の姿勢は、エルドアン政権の権威主義化、それに伴う司法への抑圧を経験しながらも維持されてきたと評価できよう。特に表現の自由や政治的権利については、エルドアン政権からの批判を受けるも、政権の意に反するような判決を度々示してきた。このように調査結果から、現在のトルコ憲法裁判所が権利擁護の姿勢から、権威主義体制への抵抗を示していることが明らかになったといえる。

またこれまでの調査の成果については、2024 年度グローバル・ガバナンス学会にてポスター発表、2024 年度の日本国際政治学会にて口頭発表を行った。それらの発表で受けたフィードバックをもとに、同年度の修士論文として執筆をしたところである。さらに今後においても講演会や研究会等での報告が予定されており、この成果をより発展させていくつもりである。

3. おわりに

本研究は 2024 年度国際関係論専攻の研究助成金によって実現しました。末尾にはありませんが、指導教官である岸川毅先生、副指導教官である河崎健先生、調査にあたって多くの指導をいただいた澤江史子先生、事務手続きにおいてご尽力いただいた国際関係論専攻事務の半田さんをはじめとする、多くの方の支えに深く感謝申し上げます。

参考文献

- Buzan, B., Wæver, O., & Willde, J. (2024). 『「安全保障化」とは何か』(今井宏平、上野友也、川久保文紀、西海洋志訳)、ミネルヴァ書房。
- Hazama, Y. (2023). From activism to resilience: The turkish constitutional court in comparative perspective. *Turkish Studies*, 24(3-4), 570-592.
- 東島雅昌 (2023). 『民主主義を装う権威主義: 世界化する選挙独裁とその論理』、千倉書房。
- Ginsburg, T., & Versteeg, M. (2014). Why Do Countries Adopt Constitutional Review? *The Journal of Law, Economics, and Organization*, 30(3), 587–622.
- Ginsburg, T., & Moustafa, T. (2008). Introduction: The Functions of Courts in Authoritarian Politics, In Ginsburg, T & Moustafa, T. (Eds.) *Rule by law: The politics of courts in authoritarian regimes*, Cambridge University Press.
- Law, D. S., & Versteeg, M. (2013). Constitutional Variation among Strains of Authoritarianism. In T. Ginsburg & A. Simpser (Eds.), *Constitutions in Authoritarian Regimes*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 見平典 (2012). 『違憲審査制をめぐるポリティクス』、成分堂。
- Steinsdorff, S., Göztepe, E., Andrade, M., & Petersen, F. (2022). *The constitutional court of turkey: Between legal and political reasoning*, Baden: Nomos.
- Yolcu, S. (2023). Individual Complaints Procedures. In *Max Planck Encyclopedia of Comparative Constitutional Law*.